

廃炉発官R1第255号  
令和2年3月30日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書の  
一部補正について

令和元年7月11日付け廃炉発官R1第52号をもって申請しました福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書を別紙のとおり一部補正をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」および「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集」について、下記の箇所を別添のとおりとする。

補正箇所、補正理由およびその内容は以下のとおり。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

使用済燃料貯蔵ラック（25体）への取替および使用済燃料収納缶（大）の追加に関する審査の進捗を踏まえ、下記のとおり補正を行う。併せて、工業標準化法の改正に伴う記載の適正化を行う。

II 特定原子力施設の設計、設備

2.12 使用済燃料共用プール設備

本文

- ・共用プール概要図の追加
- ・記載の適正化

添付資料－9－1

- ・使用済燃料収納缶（小）に関する記載の変更
- ・工業標準化法の改正に伴う記載の適正化およびその他記載の適正化

添付資料－9－2

- ・別添4に使用済燃料収納缶（大）の耐震性についての計算書を新規記載
- ・記載の適正化

添付資料－10

- ・記載の適正化

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集

目次

- ・別冊15の補足説明の追加に伴う記載の適正化

別冊15 使用済燃料共用プール設備に係る補足説明

I 使用済燃料貯蔵ラックおよび使用済燃料収納缶に係る要目表

- ・使用済燃料収納缶（大）の要目表の追加
- ・記載の適正化

II 使用済燃料貯蔵ラック（49体）の耐震性について

- ・工業標準化法の改正に伴う記載の適正化およびその他記載の適正化

III 使用済燃料貯蔵ラック（25体）の核燃料物質が臨界に達しないことを説明する書類に係る補足説明

- ・本補足説明の新規記載

IV 使用済燃料貯蔵ラック（25体）の耐震性について

- ・記載の適正化

以上